

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第1区分

【発行日】平成28年2月4日(2016.2.4)

【公表番号】特表2014-503829(P2014-503829A)

【公表日】平成26年2月13日(2014.2.13)

【年通号数】公開・登録公報2014-008

【出願番号】特願2013-551330(P2013-551330)

【国際特許分類】

G 01 N 33/53 (2006.01)

G 01 N 33/573 (2006.01)

【F I】

G 01 N 33/53 S

G 01 N 33/53 D

G 01 N 33/573 A

G 01 N 33/53 N

【誤訳訂正書】

【提出日】平成27年12月3日(2015.12.3)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0008

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0008】

したがって、巨大抗原分子に対する腸管透過性測定のための非侵襲性の方法、装置、アッセイが必要とされている。該巨大抗原分子は、免疫系を刺激し、炎症を誘発し、その結果、最初は血液脳関門を開放し、続いて神経炎症および神経変性をもたらし得る(15~25)。上記のニーズおよびその他のニーズは、本発明により満たされる。

【誤訳訂正2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0051

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0051】

図4に示されるように、本発明の方法論の重点は、抗原である巨大分子にある。バリアからの該巨大分子の開放において、該巨大分子は免疫系に挑戦する能力を有しており、該巨大分子に対する特定のIgG、IgMおよび/またはIgA抗体の産生をもたらす。該特定のIgG、IgMおよび/またはIgA抗体は、血液、血清および/または唾液試料中で検出される。